

「水漏れチェッカー」重要事項（※特定商取引法に基づく表示）

ご利用にあたっては、本書に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

「水漏れチェッカー」はNotion マルチセンサーの設置工事を含む機器レンタルサービスです。ご利用にあたっては、下記に記載の事項および契約の解除に関する事項をよくお読みください。

1. サービス名

「水漏れチェッカー」

2. サービスの種類

サービスの対象となる建物において、日常生活で発生した部品交換を伴わない水まわりのトラブルについて、専門業者に出張費および作業料無料で応急処置を行わせる「かけつけサポートサービス」、水まわりのトラブルについて「かけつけサポートサービス」で訪問した専門業者により応急処置を超える対応が必要な場合に、割引価格で専門業者から応急処置を超える対応を受けることができる「特別価格対応サービス」、および水漏れを検知し専用アプリをインストールしたスマートフォンへ通知ができるNotion マルチセンサーのレンタル及び機器の設置工事が含まれる「機器レンタルサービス」

◎部品交換を伴う作業が必要な場合には、別途部品代および作業料が発生します。

◎「特別価格対応サービス」のご利用には、あらかじめ水漏れチェッカーサービスデスクへのご連絡および「かけつけサポートサービス」のご利用が必要です。

◎「特別価格対応サービス」による割引価格の上限額は、50,000円となります。

3. ご利用料金

月額利用料金：1,078円（税込）

※「水漏れチェッカー」のご利用には、弊社指定のインターネット接続サービスのご契約が必要です。

通常の使用の範囲外での損壊の場合、また機器の交換時や解約時に返却しただけなかった場合、機器損害金26,400円（税込）が発生します

4. ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：弊社接続サービスのご利用料金の支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

支払時期：各支払方法に定める支払時期によります。

5. サービスの提供時期

お客さまからのご利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した後、弊社がサービスの利用開始日として通知した日からご利用いただけます。

6. サービス提供事業者の名称、住所、電話番号及び代表者氏名

名称	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
住所	東京都港区港南1丁目7番1号
代表者氏名	中川 典宜

7. 契約不適合がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額利用料金を上限とし、弊社はこれを賠償するものとします。ただし、弊社の故意または重大な過失によりお客さまに損害が生じた場合には、この限りではありません。

## 8. 契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。なお、サービスに関する利用契約の解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。

※契約の解除に関する書面には、「水漏れチェッカー 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名（いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報）を明記ください。

### 契約解除書面の送付先

宛名：ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 NURO 事務センター

住所：〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-6-5 テレコミュニケーションビル  
アルティウスリンク株式会社 内

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

### 【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記1 に記載した事項にかかわらず、お客様が、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客様は、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客様が発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 上記1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客様（特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客様は、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

9. サービスの利用契約の解約に関するお問い合わせ先  
NURO 光 サポートデスク  
<https://1738.jp/nuro.com>